

経営概要書

法人名：

公益財団法人 秋田県林業労働対策基金

(公益9)

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 佐藤 龍司	基本財産等	909,846千円	所管部課名
設立年月日	平成4年7月28日	県出資等額及び比率	620,000千円 (68.1%)	農林水産部森林整備課
設立目的	秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に寄与することを目的とする。			
事業概要	①林業従事者の確保、育成に関する事業 ②林業従事者の就労条件の改善に関する事業 ③林業従事者の林業労働に係る安全と衛生の確保に関する事業 ④森林管理の重要性の普及及び啓発に関する事業 ⑤林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業 ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
関連法令、県計画	林業労働力の確保の促進に関する法律、秋田県林業労働力の確保の促進に関する基本計画			

2 令和3年度事業実績

- ①若年層を中心とした新規就業者の確保や、将来基幹となる優秀な林業技能者の育成及び定着について、総合的に支援した。
- ②林業の労働条件を改善し、林業従事者が安心して就労できる職場環境づくりを支援した。
- ③求職者並びに林業事業体事業主等に対し、情報の提供や相談指導等の支援のほか、就業先の斡旋等を行い、新規林業労働力確保に努めた。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
林業労働力の確保・育成の充実(人・事業体数)	目標	1,981	2,043	2,012
	実績	1,635	1,608	—
就労条件の改善(人)	目標	1,315	1,313	1,375
	実績	1,228	1,217	—
相談指導業務等の充実(人・事業体数)	目標	285	280	260
	実績	261	270	—

3 組織

①役員数(R4.7.1現在) (単位:人)

区分	理事		監事		評議員		役員報酬 支給対象者 (R3年度) 2人
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	
常勤	1	1					平均年齢 65歳
内、県退職者	1	1					
内、県職員							平均報酬年額 (R3年度) 30千円
非常勤	4	4	2	2	5	5	
内、県退職者	1	1	1	1			
内、県職員							
計	5	5	2	2	5	5	
内、県関係者	2	2	1	1			

②職員数(R4.4.1現在) (単位:人)

区分	R3	R4	正職員
	正職員	4(1)	
内、県退職者	3(1)	3(1)	平均勤続年数 9.9年
出向職員			平均年収 (R3年度) 4,303千円
内、県職員			
臨時・嘱託			
内、県退職者			
計	4(1)	4(1)	
内、県関係者	3(1)	3(1)	

③理事会回数

R2	R3
4回	4回

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。

4 財務

①正味財産増減計算書 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
経常収益	94,720	95,980
基本財産・特定資産運用益	14,936	14,352
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	6,011	1,490
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	73,773	80,106
その他の収益		32
経常費用	99,320	99,353
事業費	94,726	94,179
管理費	4,594	5,174
人件費(事業費分含む)	20,999	20,542
当期経常増減額	△ 4,600	△ 3,373
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	△ 4,600	△ 3,373
当期指定正味財産増減額	116	116
当期正味財産増減額合計	△ 4,484	△ 3,257

<主な経営指標>

項目	令和2年度	令和3年度	増減※
経常収支比率(経常収益÷経常費用)	95.4%	96.6%	+1.2
流動比率(流動資産÷流動負債)	167.7%	920.2%	+752.5
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	99.0%	98.9%	△0.1
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

②貸借対照表 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
流動資産	3,885	21,497
固定資産	1,015,658	995,285
資産計	1,019,543	1,016,782
流動負債	2,316	2,336
短期借入金		
固定負債	7,963	8,439
長期借入金		
負債計	10,279	10,775
指定正味財産	909,730	909,846
うち基本財産充当額	909,730	909,846
一般正味財産	99,534	96,161
うち基本財産充当額		
正味財産計	1,009,264	1,006,007
負債・正味財産計	1,019,543	1,016,782

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率%
8,439	8,439	100.0%

5 県の財政的関与の状況 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
年間支出			
補助金	73,773	80,106	・若年林業従事者に専門的知識・技能を習得させるための経費 ・林業に従事する者の就労条件や労働環境の改善を図るための経費 ・高校生を対象とした、林業体験学習を実施するための経費 ・求職者や林業事業体事業主に対する相談指導・情報提供、さらに無料職業紹介事業実施のための経費
委託費	6,011	1,490	・求職者等を対象に、林業労働力確保を目的とした林業体験講習等の経費
指定管理料			

◎法人の行動計画(平成30年度~令和3年度)

県関与のあり方	継続	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	計画的な森林整備や安定的な木材生産を行うため、林業従事者の就労条件等を改善し、林業労働力の安定的確保を図るとともに、林業従事者を育成・定着させる必要がある。		
取組	ニューグリーンマイスター育成学校の実施や、雇用条件の改善、労働環境の整備のための各種助成事業の実施、新規就労者を確保するため体験学習等の実施や、就職フェア等への参加により林業従事者の安定的な確保に取り組む。		
実績	〔ニューグリーンマイスター認定者数〕平成30年度:25人 令和元年度:24人 令和2年度:32人 令和3年度:33人 〔退職金共済加入率〕平成30年度:62% 令和元年度:62% 令和2年度:61% 令和3年度(見込):62%		

I 自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(C)	4 財務状況	A
<p>林業労働力確保の促進に関する基本計画を基に、林業事業体や求職者に対し、相談指導、情報の提供を行ったほか、一般求職者や高校生を対象に就業へ向けた体験等を実施、さらに就業先の斡旋等、広く公共的な役割を果たした。</p>		<p>常勤役員及びプロパー職員が在籍し、必要とされる役員会等を開催するなど、公益財団法人運営が適切に滞りなく執行された。</p>		<p>林業従事者の育成等を継続的に実施するとともに、事業主への就労条件の改善や相談指導を行った。また、一般求職者や高校生を対象に体験学習等を行い、林業事業体への就業に繋がるよう就業の斡旋に努めた。一方で、労働災害防止に向けた施策において目標に到達しなかった事業もあり、一層の努力を必要とする。</p>		<p>充実した事業を行うため、当初より準備金を取崩す予算計上をしている。また基本財産等は、安全な満期保有目的の有価証券で運用し、安定した収入を確保した。</p>	

II 所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
<p>林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、林業従事者の就労条件の改善に関する取組のほか、林業の新規就業者の確保・育成に関する研修や支援を実施している。</p>		<p>常勤役員及びプロパー職員が在籍。また、定期的に役員会を開催し、公益財団法人を滞りなく運営している。</p>		<p>コロナの影響等により目標の8割に満たない項目もあるが、補助事業等により、林業従事者の確保・育成や就労条件の改善に向けた取組が例年と同様に実施されている。</p>		<p>主な事業は、林業の担い手を確保・育成するための、林業担い手育成基金を活用した県からの補助金で実施しており、財団の財務基盤は安定している。</p>	

III 外部専門家のコメント

<p>平成29年度以降赤字が継続しており、徐々に減ってきている運転資金については特定資産から補った。主な事業は林業従事者に対する助成であり、その原資となる収益が、資産の運用益、県の補助金、受託事業収益で、主に県補助金により事業を行っている。剰余金である正味財産残高は十分あるが、基本財産及び特定資産を維持しながら事業を進めていくことが求められる。</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

IV 委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
<p>三セクの行動計画上は「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、知事が指定した林業労働力確保支援センターとして法定事業等を実施しており、公益性は高い。</p>		<p>常勤の役職員が配置されており、法人運営上の組織体制は整っている。</p>		<p>指標としている3項目全てにおいて目標達成とはならなかったが、前年とほぼ同じ実績を上げており、概ね目標を達成しているといえる。</p>		<p>公益目的事業のみ行っており、収支相償達成のため経常収益が赤字となるのはやむを得ない。その中でも基本財産の運用益や、県からの補助金と受託収入で事業を行っており、収支に見合った適切なコスト管理により毎年収支均衡を保っている。正味財産も十分で、財務基盤は安定している。</p>	

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
<p>評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）</p> <p>林業事業体からの相談等に対し適切な指導を行い、従事者の育成・定着を促進したほか、従事者が安心して働ける環境づくりを支援した。さらに、林業の無料職業紹介所を開設し、一般求職者や高校生を対象とした体験学習実施後、就業へ結びつくよう一連のサポート体制を強化した。</p>							

法人名 (公財)秋田県林業労働対策基金

①令和4年度計算書類等

法人所管課 森林整備課

公益財団法人秋田県林業労働対策基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県林業労働対策基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 林業従事者の確保、育成に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 林業従事者の林業労働に係る安全と衛生の確保に関する事業
- (4) 森林管理の重要性の普及及び啓発に関する事業
- (5) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第12条各号に掲げる事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その2分の1以上を第4条に掲げる事業のうち公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第6条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正に維持及び管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理及び資金運用規程及び特定費用準備資金等取扱規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等及び委員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員のうち1名を評議員会会長とし、評議員会において選定する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会開催の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会の運営)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款の定めによるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等及び委員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第39条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、役員の方法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第41条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の最初の理事及び最初の監事は、次に掲げる者とする。

理事 福井敬二 石黒信一 鈴木利貴雄 藤島和雄 谷口純一
近藤誠二

監事 前田正人 千葉玄一郎

4 この法人の最初の代表理事は福井敬二、業務執行理事は近藤誠二とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

三浦庄助 佐藤重芳 兼子富市 小松佳和 阿部康夫 佐々木哲男

出捐団体一覧

令和4年4月1日 現在

出捐団体		出捐金額	%
秋田県	1	620,000,000	68.66
市町村	22	175,001,000	19.38
県森連・森林組合	13	35,784,000	3.96
林業事業体	62	57,489,600	6.36
廃業・脱退等事業体	—	14,783,200	1.64
出捐金 合計	98	903,057,800	100.00

	県市町村・事業体名	代表者	住所	出捐金	備考
1	秋田県		秋田市山王4-1-1	620,000,000	
2	鹿角市		鹿角市花輪字荒田4-1	18,819,000	
3	大館市		大館市字中城20	23,804,000	
4	北秋田市		北秋田市花園町19-1	16,018,000	
5	能代市		能代市上町1-3	10,192,000	
6	秋田市		秋田市山王1-1-1	30,265,000	
7	男鹿市		男鹿市船川港船川字泉台66-1	4,194,000	
8	由利本荘市		由利本荘市尾崎17	15,337,000	
9	にかほ市		にかほ市象潟町字浜ノ田1	1,336,000	
10	大仙市		大仙市大曲花園町1-1	7,998,000	
11	仙北市		仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	10,934,000	
12	横手市		横手市中央町8-2	6,260,000	
13	湯沢市		湯沢市佐竹町1-1	10,074,000	
14	小坂町		鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部37-2	1,130,000	
15	上小阿仁村		北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	3,723,000	
16	三種町		山本郡三種町鶴川字岩谷子8	1,578,000	
17	八峰町		山本郡八峰町峰浜目名瀬字目長田118	2,037,000	
18	藤里町		山本郡藤里町藤琴字藤琴8	3,211,000	
19	五城目町		南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1	3,863,000	
20	井川町		南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	503,000	
21	美郷町		仙北郡美郷町六郷字上町21	496,000	
22	羽後町		雄勝郡羽後町西馬音内字中野17	1,469,000	
23	東成瀬村		雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	1,760,000	
24	秋田県森林組合連合会	佐藤 重芳	秋田市川元山下町8-28	262,000	
25	鹿角森林組合	成田 尚平	鹿角市花輪字合野18-3	836,000	
26	大館北秋田森林組合	島山 清志	北秋田市脇神字佐助岱27-2	10,194,000	
27	白神森林組合	金野 忠徳	能代市能代町字中川原33-45	5,028,000	

	県市町村・事業体名	代表者	住所	出捐金	備考
28	秋田中央森林組合	石川 平臣	秋田市河辺和田字上中野184-2	1,934,000	
29	男鹿森林組合	鈴木 隆夫	男鹿市船川港船川字新浜町50	1,048,000	
30	五城目森林組合	石井 一夫	五城目町字杉ヶ崎10	262,000	
31	湖東森林組合	佐々木松彦	潟上市昭和大久保字堰の上91-7	262,000	
32	本荘由利森林組合	小松 佳和	由利本荘市水林381	4,342,000	
33	仙北西森林組合	岡田 博介	大仙市神宮寺中川原37-1	3,406,000	
34	仙北東森林組合	茂木千代太郎	仙北市田沢湖小松字外ノ山4-1	1,722,000	
35	横手市森林組合	備前 雄一	横手市山内土淵字小目倉沢34-8	1,572,000	
36	雄勝広域森林組合	佐藤 重芳	湯沢市山田字福島開372-5	4,916,000	
37	(有)山口造林	山口 尚幸	鹿角市八幡平字老沢36	574,000	
38	(株)石川組	島崎 祐男	鹿角市十和田大湯字中田1-3	574,000	
39	(有)中村造林	黒沢 政明	小坂町小坂字相内5-1	574,000	
40	(有)高橋造林	高橋 善寛	大館市根下戸町7-45	262,000	
41	(有)花田造材部	花田 純平	大館市岩瀬字谷地の平1-23	2,296,000	
42	(有)畠山造林	佐藤 四郎	大館市比内町大葛字森合1	2,146,000	
43	(有)阿部林業	阿部 文明	大館市比内町大葛字大谷98-1	1,148,000	
44	(有)山田造材部	山田 一成	北秋田市米内沢字鶴田中岱189	1,722,000	
45	(有)新林林業	新林 誠悦	北秋田市米内沢字中道岱81	2,246,000	
46	山一林業(株)	松橋 誠	北秋田市阿仁水無字上岱129-1	2,246,000	
47	(有)松橋木材	松橋 善人	北秋田市阿仁比立内字積沢83	574,000	
48	小阿仁グリーン建設(株)	金澤 幸美	上小阿仁村大林字梨の木岱51	1,148,000	
49	(有)阿部林業	阿部 勇次郎	大館市雪沢字新沢2	574,000	
50	(有)泉林業	—	大館市比内町大葛字森合12	524,000	
51	吉田林業	吉田 敏雄	北秋田市米内沢140-12	262,000	
52	(有)米澤木材	米澤 隆作	北秋田市上杉字下屋布岱225	1,410,000	
53	(有)木村林業	木村 康博	北秋田市阿仁比立内字前田表41-2	524,000	
54	(有)佐栄林業	佐藤 良広	北秋田郡上小阿仁村沖田面字屋布107	574,000	
55	田代濁川地区森林生産(有)	清水 洋一	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱35-1	1,360,000	
56	吉岡林業(株)	吉岡 努	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田75-8	1,722,000	
57	米代トラック(株)	梅村 春男	能代市二ツ井町字五千苧47-6	574,000	
58	(有)林業小山組	小山 忠	藤里町粕毛字上谷地47-1	524,000	
59	藤田林業(株)	藤田 信夫	能代市二ツ井町仁鮎字川原田53-1	836,000	
60	太平林産(株)	清水 政信	秋田市櫛山南新町下丁53-5	574,000	
61	(有)サンワーク三浦	三浦 正成	秋田市金足黒川字黒川226	836,000	
62	太平山環境管理(株)	斉藤 孫市	秋田市仁別字堂ノ下95	262,000	
63	(有)ササリン	佐々木 甲悦	秋田市仁別字堂ノ下25	1,148,000	
64	(有)エフ・ジー	佐藤 直俊	秋田市御野場新町2-15-17	524,000	
65	(有)相原林業	川村 寛治	秋田市浜田字滝ノ下212	262,000	

県市町村・事業体名		代表者	住 所	出捐金	備考
66	(有)秋田グリーンサービス	佐藤 総栄	秋田市河辺北野田高屋字神田304	1,148,000	
67	(有)グリーンサポート男鹿	野村 嘉幸	男鹿市五里合箱井字町屋田247-2	574,000	
68	(有)寒風緑化	佐藤 新良	男鹿市野石字牛沢38-4	574,000	
69	(有)秋山造園土木	秋山 啓一	男鹿市福川字起上ケ219-70	574,000	
70	(有)佐藤林業	佐藤 修	五城目町高崎字雀館下川原107-2	1,148,000	
71	佐々木造林 (有)	佐々木 誠	五城目町馬場目字関ヶ沢78-2	1,148,000	
72	(有)澤忠林業	澤田石 忠広	五城目町内川浅見内字小川口201-1	1,410,000	
73	長谷川林業 (名)	長谷川 芳雄	秋田市雄和町平尾鳥字藤森32	524,000	
74	(有)加藤林業	加藤 英一	由利本荘市赤田字藤四郎沢95	574,000	
75	(有)猪股林業	猪股 政子	由利本荘市山内字上長田10-3	1,148,000	
76	小笠原林業 (有)	柴田 藤博	由利本荘市大倉沢字山崎70-1	262,000	
77	(有)中堀林産	加藤 龍作	由利本荘市中俣字峠ノ沢131-2	574,000	
78	(株)三浦製材所	三浦 稔	由利本荘市岩城内道川字観音下1	262,000	
79	(有)齋藤林業	齋藤 良男	にかほ市象潟町字木戸口51-34	574,000	
80	三幸木材	三浦 秋雄	由利本荘市鳥海町下笹子字上間木ノ平33-3	803,600	
81	佐藤林業	—	由利本荘市東由利館合字館前45-1	524,000	
82	(資)佐々木林業	佐々木 実	大仙市南外字十二ノ前72	574,000	
83	(有)佐々木林業	佐々木 孝	仙北市角館町西長野字熊堂163	1,148,000	
84	(株)糸井林業	糸井 幸美	仙北市角館町勝楽90-13	574,000	
85	(株)門脇木材	門脇 桂孝	仙北市田沢湖卒田字柴倉135	836,000	
86	(株)堀川林業	堀川 義貴	仙北市田沢湖生保内字下高野61	2,870,000	
87	(有)進藤商店	進藤 美隆	大仙市南外字下木直285-2	262,000	
88	藤原林業	藤原 通善	仙北市田沢湖梅沢字東田40	574,000	
89	(有)大友林業	大友 勲	仙北市田沢湖生保内字下高野261	1,148,000	
90	坂本林業	—	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-80	262,000	
91	上杉造林	上杉 景次郎	仙北市西木町上桧木内字横枕34	574,000	
92	桧木内製材(有)	田口 宗良	仙北市西木町桧木内字松葉73	1,148,000	
93	(有)共林班	高橋 勝美	横手市山内平野沢字南相野々37-4	786,000	
94	北日本索道(株)	兼子 雅博	湯沢市皆瀬字二ツ石95-5	4,854,000	
95	(有)丸充製材所	佐藤 優	羽後町下仙道字上中泊231	124,000	
96	(資)鈴木林業	鈴木 一夫	東成瀬村田子内字天神林3-5	574,000	
97	佐藤林業	佐藤 隆	湯沢市高松字中屋敷294-2	574,000	
98	高橋林業	高橋 健	雄勝郡東成瀬村椿川字堤30-1	786,000	

廃業・脱退等/事業実績なし

事業体名		代表者	備考		計画額	出捐金額
1	(有)高橋林業	高橋 明男	脱退	比内町小坪沢字金助沢24	574,000	300,000
2	(有)田中木材	田中 鶴蔵	脱退			131,000
3	藤島林業	藤島 俊男	脱退	鷹巣町綴子字大堤37	262,000	53,000
4	鈴木造林	鈴木 一善	脱退	鷹巣町東横町10-6	262,000	52,400
5	金平粕之進	金平粕之進	脱退	峰浜村埴字大信田72-3	262,000	157,200
6	伊藤 正子	伊藤 正子	脱退	五城目町布富津内字落合94	262,000	52,400
7	(名)遠藤林業	遠藤 隆夫	脱退	秋田市新屋元町19-6	1,148,000	488,000
8	(有)男鹿造林	佐藤 友助	脱退	男鹿市船川港増川字惣屋布33	1,148,000	229,600
9	(有)佐々木林業所	佐々木 稔	脱退	八郎瀧町字上沖谷地46	1,722,000	344,400
10	高谷林業(有)	高谷 清一	脱退	秋田市新屋比内町5-6	574,000	134,000
11	畠山林業	畠山 久治	脱退	由利町黒沢字黒沢34	1,148,000	229,600
12	浅利林業	浅利 利由	脱退	田沢湖町刺巻字刺巻105	574,000	110,000
13	畠山林業	畠山 隆治	脱退	田沢湖町生保内字田向	574,000	244,000
14	田村林業	田村 実	脱退	上小阿仁村仏社字杉ノ下40	574,000	229,600
15	(有)石坂産業	石坂栄太郎	廃業			524,000
16	小木田カ子	小木田カ子	廃業			524,000
17	大畠 六郎	大畠 六郎	稼働実績ないため脱退(鹿角森づくり指導)			262,000
18	(有)佐藤木材	村上 松吉	由利本荘市矢島町立石字悪戸162-1 稼働実績ないため脱退(佐藤三男より電話)			574,000
19	加賀谷木材(株)	加賀谷正人	H20.9.29 脱退届出あり			524,000
20	(株)秋田林業	山田 秋雄	H21.8.21 脱退届出あり			1,410,000
21	東海林林業	東海林 慧	廃業			574,000
22	工藤産業	工藤 秀一	廃業			262,000
23	大内愛林(有)	遠藤 忠男	由利本荘市羽広字中村76 H26.6.11事業廃業			262,000
24	石井林業	石井 金男	五城目町西磯ノ目1-2-41 H29.5.16連絡あり(H29.3.31廃業)			524,000
25	(有)秋田県森林総合開発センター	佐藤 重芳	秋田市川元山下町8-28(解散)			786,000
26	(有)佐藤林業	佐藤 厚子	大館市餌釣字山王下260(廃業)			1,148,000
27	(有)松岡材木店	松岡 信行	山本郡藤里町藤琴字藤琴200-4(廃業)			524,000
28	石井シゲ子	石井シゲ子	南秋田郡五城目町富津内下山内字荒町62/㊦宛先不明戻り			262,000
29	須田林業	須田 キヨ	由利本荘市三条字三条谷地29/㊦宛先不明戻り			574,000
30	(有)加藤林業	加藤 正志	仙北市田沢湖生保内字大平下227(H29.8.29廃業連絡あり)			574,000
31	山田林業	山田 善勝	仙北市角館町西長野字古米沢165-1/R1.8.26廃業連絡あり			262,000
32	(有)大畑林業	大畑 昇	鹿角市八幡平字谷内谷地10/県調査なし→事業実績無し			1,410,000
33	加藤造林	加藤 悦朗	南秋田郡五城目町浦大町字鑑沢42-2/R2.5.1廃業連絡あり			524,000
34	佐々木造材	佐々木 光一	南秋田郡五城目町小池字岡本下台50-3/R2.6.4廃業連絡あり			524,000
廃業・脱退等 計						14,783,200

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名：公益財団法人秋田県林業労働対策基金

時 点：令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	評議員	佐藤 重芳	秋田県森林組合連合 会代表理事会長
2	評議員	小松 佳和	森林整備事業推進協 議会会長
3	評議員	羽澤 斉志	全労災秋田推進本部 長
4	評議員	山田 一成	秋田県素材生産流通協同組 合会理事長
5	評議員	松田 知己	秋田県町村会会長
6	理事長	佐藤 龍司	秋田県森林組合連合 会代表理事専務
7	専務理事	櫻田 良弘	(公財)秋田県林業労働対策基 金専務局長
8	理 事	佐藤 博	林業労働災害防止協会秋田 県支部事務局長
9	理 事	水谷 津	秋田県町村会事務局 長
10	理 事	仙北谷 彰	秋田県素材生産流通協同組 合会専務理事
11	監 事	前田 正人	公認会計士
12	監 事	金子 智紀	(公財)秋田県緑化推進委員 会専務理事
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和4年度事業計画

自:令和4年4月 1日

至:令和5年3月31日

全国有数のスギ人工林が伐採・利用期を迎える中で、本県の素材生産量は順調に増加してきており、林業・木材産業の成長産業化に向けた取り組みが本格化してきています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症を背景とした外材輸入の逼迫や木材の価格の高騰（ウッドショック）により、国産材の需要が急激に増加したことから、本県の木材産業や林業の生産事業も活発化しました。

今後、外材から国産材への転換や大手製材企業の県内進出などにより、秋田スギの需要は大幅に増加する見通しであり、林業は豊富な森林資源を循環利用できる地場産業として大きな役割が期待されています。

また、林業の担い手である事業体は、高性能林業機械の導入等により生産性の向上や経営規模の拡大に取り組んできているものの、依然として経営基盤が弱く雇用が不安定で、労働災害の発生率も高いことから、今後さらに各種の雇用条件や現場の就労環境等の改善を進めていく必要があります。

当法人は、林業従事者の確保や育成を図るとともに、安全・安心で働きやすい職場環境づくりを支援するため、行政機関や関係団体等と連携し、秋田県ニューグリーンマイスター育成学校等の研修や、退職金共済掛金等への各種助成を実施するほか、昨年度開設した林業の無料職業紹介所（愛称：あきた森の仕事ナビ）の活動を強化し、林業就業に関する情報の収集や提供、林業への就職の相談や斡旋に取り組み、新規就業者の確保を促進します。

公益1

林業従事者の確保、育成及び普及啓発に関する事業

森林整備の担い手である林業従事者を、林業事業体が持続的・安定的に確保できるよう支援するため、若年層を中心とした新規の就業から将来基幹となる優秀な林業技能者の育成及び定着まで総合的な支援を実施する。

1. 秋田県ニューグリーンマイスター育成学校の実施

(1) 林業新任者技術研修（1年次）

林業一般、森林機能、森林保護、林業機械と路網、木材の加工・流通・販売等、林業労働安全衛生など、林業労働に必要な基礎知識の習得や、造林、測量、測樹、枝打ち、間伐、目立て等基礎的な技術研修を実施する。

研修生40名 秋田県森林学習交流館・他

(2) 高性能林業機械操作等研修（2年次）

スイングヤーダ、プロセッサ、グラップル等の高性能林業機械操作研修とともに、間伐作業システム等コストの把握・分析、ドローン操作、ワイヤースプライス研修を実施する。

研修生27名 秋田市・五城目町 林業事業体施業地・他

(3) 林業技能講習

林業リスクアセスメント実務研修、伐木等業務安全衛生特別教育、刈払機作業従事者安全衛生教育、機械集材装置運転業務特別教育、小型車両系建設機械(整地)運転業務特別教育、車両系建設機械(整地)運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、玉掛技能

講習、小型移動式クレーン運転技能講習、はい作業主任者技能講習、地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、高所作業車運転技能講習、伐木等機械・走行集材機械・簡易架線集材装置等運転業務に係る特別教育、ロープ高所作業特別教育、フルハーネス型落下防止用器具特別教育、救急法、ドローン操作基礎講習、松くい虫専門調査員、造林作業の作業指揮者等安全衛生教育の受講を支援する。

研修生67名（1・2年次生） 秋田市他

2. 技能講習等助成

年間150日以上林業に就労し、技能講習を受講した林業従事者の受講料及び資料代の一部を助成する。

12事業体 51名

3. 定着奨励金助成

秋田県ニューグリーンマイスター育成学校に入校・卒業し、月給制等で雇用されている35歳以下の林業従事者の給料の一部を助成する。

33事業体 82名

4. 森林・林業普及啓発助成

林業の社会的評価を高める活動に対して、活動費の一部を助成する。

2団体

5. 高校生林業職場体験学習

新規高卒者の労働力確保のため、高校生を対象に林業職場見学・体験を実施する。

3回開催 県内林業事業体施業地等

6. 移住就業トライアル研修

(1) 短期トライアル研修

林業へ関心のある県内外の求職者等に対し、関連施設の見学や、高性能林業機械の操作体験等の研修を実施する。

研修生5名 秋田県森林学習交流館 県内林業事業体施業地等

(2) 中期トライアル研修

林業へ就業を希望する県内外の求職者等に対し、秋田県の林業について理解を深めてもらうため、林業事業体での実務研修を含めた、3週間の研修を実施する。

研修生3名 秋田県森林学習交流館 県内林業事業体施業地等

(3) インターンシップ研修

林業へ関心のある県内求職者を対象に、林業事業体等で林業体験を実施する。

研修生10名 県内林業事業体施業地等

公益2

林業従事者の就労条件の改善及び林業労働に係る安全と衛生に関する事業

立ち遅れている林業の労働条件を改善し、林業従事者が安心して就労できる職場環境づくりを支援する。

1. 退職金共済掛金助成

年間150日以上林業に就労し、中退共や林退共に参加している林業従事者の掛金の一部を助成する。

64事業体 656名

2. 労災保険料助成

年間210日以上林業に就労し、政府管掌労災保険に参加している林業従事者の保険料の一部を助成する。

71事業体 719名

3. 労働安全衛生促進助成

蜂抗体検査の受検、エピネフリン自動注射器、安全作業器具の購入等、安全な作業環境を創出するための経費の一部を助成する。

エピネフリン自動注射器購入助成 29事業体 208人

蜂抗体検査費用助成 29事業体 152人

安全作業器具購入助成 17事業体

公益3

林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業

新規林業労働力を確保するため、林業の就業先の斡旋やマッチングを行うほか、求職者への相談・情報提供や、林業事業者の事業主に対する相談指導等を実施する。

1. 林業就業サポート事業

(1) 林業事業者の事業主に対する相談指導等

雇用管理改善の促進、並びに林業労働力確保のため、事業主に対して相談指導や、情報の収集・提供、相談会等を実施する。

認定事業者訪問、相談指導、調査、相談会等の開催

(2) 求職者に対する相談・支援等

林業へ就業を希望する求職者や、関心のある者に対して情報の提供を行い、就業へ向けた総合的な支援を実施する。

相談指導、情報の提供、ハローワーク求職セミナー参加(毎月1回予定)

(3) 無料職業紹介所（あきた森の仕事ナビ）の運営等

林業事業者からの求人登録受付、求職者への就業先の斡旋・マッチング等、林業労働力の確保に努める。

情報の収集・提供等（関連動画の作成を含めたホームページの拡充）

(4) 林業就業フェアへの参加等

秋田県等が主催する就業フェアに参加し、求職者に対して情報の提供や相談・支援を行う。

林業企業ガイドブック作成・配布 1,000部

Aターンフェア参加(秋田県ふるさと定住機構主催)

森林の仕事ガイダンス参加(全国森林組合連合会主催)

2. 全国林業労働力確保支援センター協議会

全国林業労働力確保支援センター協議会から収集した情報を、求職者や事業者へ提供する。

3. 北海道・東北ブロック協議会の開催

北海道・東北6県の支援センター担当者を参集し、林業労働力の確保・定着に向けた意見交換会等を実施する。

Ⅱ 令和4年度収支予算書（損益方式）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（単位：円）

科 目	令和4年度 予 算 (A)	令和3年度 当初予算	令和3年度 補正後予算 (B)	増 減 (A)-(B)	令和4年度			令和4年度 公益目的事業会計(内訳表)					
					公益目的 事業会計	法人会計	内部 取引 控除	公 1	公 2	公 3	共通		
I 一般正味財産増減の部													
1. 経常増減の部													
(1) 経常収益													
基本財産運用益	13,768,000	13,775,000	13,774,000	▲ 6,000	6,884,000	6,884,000	0	0	0	0	0	6,884,000	
基本財産受取利息	13,768,000	13,775,000	13,774,000	▲ 6,000	6,884,000	6,884,000	0	0	0	0	0	6,884,000	
特定資産運用益	1,000	577,000	577,000	▲ 576,000	1,000	0	0	0	0	0	0	1,000	
特定資産受取利息	1,000	577,000	577,000	▲ 576,000	1,000	0	0	0	0	0	0	1,000	
受取補助金等	99,504,000	98,000,000	81,596,000	17,908,000	99,504,000	0	0	35,751,000	54,512,000	9,241,000	0	0	
県補助金	93,509,000	92,005,000	80,106,000	13,403,000	93,509,000	0	0	29,756,000	54,512,000	9,241,000	0	0	
受託収入	5,995,000	5,995,000	1,490,000	4,505,000	5,995,000	0	0	5,995,000	0	0	0	0	
受取助成金等	150,000	0	0	150,000	150,000	0	0	0	0	150,000	0	0	
受取助成金	150,000	0	0	150,000	150,000	0	0	0	0	150,000	0	0	
受取負担金	39,000	0	0	39,000	39,000	0	0	0	0	39,000	0	0	
受取負担金	39,000	0	0	39,000	39,000	0	0	0	0	39,000	0	0	
雑収益	0	0	31,000	▲ 31,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑収益	0	0	31,000	▲ 31,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
経常収益計	113,462,000	112,352,000	95,978,000	17,484,000	106,578,000	6,884,000	0	35,751,000	54,512,000	9,430,000	0	6,885,000	
(2) 経常費用													
受講料	9,472,000	8,676,000	6,366,000	3,106,000	9,472,000	0	0	9,452,000	0	20,000	0	0	
助成金	65,453,000	69,246,000	61,391,000	4,062,000	65,453,000	0	0	10,941,000	54,512,000	0	0	0	
検査料	113,000	108,000	85,000	28,000	113,000	0	0	113,000	0	0	0	0	
給料手当	16,048,000	15,785,000	15,701,000	347,000	13,173,000	2,875,000	0	7,628,000	761,000	4,784,000	0	0	
賞与引当金繰入	1,768,000	1,738,000	1,763,000	5,000	1,456,000	312,000	0	836,000	84,000	536,000	0	0	
退職給付費用	2,690,000	479,000	481,000	2,209,000	2,359,000	331,000	0	1,417,000	277,000	665,000	0	0	
福利厚生費	2,625,000	2,581,000	2,581,000	44,000	2,127,000	498,000	0	1,245,000	125,000	757,000	0	0	
会議費	200,000	80,000	30,000	170,000	145,000	55,000	0	0	0	145,000	0	0	
旅費交通費	2,056,000	2,446,000	319,000	1,737,000	1,983,000	73,000	0	1,353,000	0	630,000	0	0	
通信運搬費	1,284,000	1,234,000	754,000	530,000	1,248,000	36,000	0	433,000	40,000	775,000	0	0	
支払負担金	129,000	117,000	105,000	24,000	113,000	16,000	0	49,000	58,000	6,000	0	0	
消耗品費	2,456,000	2,575,000	1,151,000	1,305,000	2,411,000	45,000	0	1,745,000	13,000	653,000	0	0	
印刷製本費	1,191,000	848,000	1,040,000	151,000	1,191,000	0	0	549,000	62,000	580,000	0	0	
燃料費	576,000	384,000	420,000	156,000	576,000	0	0	576,000	0	0	0	0	
賃借料	6,492,000	6,448,000	4,266,000	2,226,000	6,184,000	308,000	0	5,212,000	71,000	901,000	0	0	
保険料	250,000	236,000	129,000	121,000	250,000	0	0	250,000	0	0	0	0	
諸謝金	4,399,000	4,306,000	2,726,000	1,673,000	4,152,000	247,000	0	4,130,000	0	22,000	0	0	
租税公課	14,000	14,000	16,000	▲ 2,000	10,000	4,000	0	10,000	0	0	0	0	
支払会費	60,000	50,000	54,000	6,000	50,000	10,000	0	0	0	50,000	0	0	
修繕費	470,000	470,000	0	470,000	450,000	20,000	0	450,000	0	0	0	0	
委託費	1,550,000	0	0	1,550,000	1,550,000	0	0	0	0	1,550,000	0	0	
雑費	25,000	25,000	25,000	0	0	25,000	0	0	0	0	0	0	
役員報酬	60,000	60,000	60,000	0	0	60,000	0	0	0	0	0	0	
経常費用計	119,381,000	117,906,000	99,463,000	19,918,000	114,466,000	4,915,000	0	46,389,000	56,003,000	12,074,000	0	0	
当期経常増減額	▲ 5,919,000	▲ 5,554,000	▲ 3,485,000	▲ 2,434,000	▲ 7,888,000	1,969,000	0	▲ 10,638,000	▲ 1,491,000	▲ 2,644,000	0	6,885,000	
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	1,969,000	▲ 1,969,000	0	0	0	0	0	1,969,000	
当期一般正味財産増減額	▲ 5,919,000	▲ 5,554,000	▲ 3,485,000	▲ 2,434,000	▲ 5,919,000	0	0	▲ 10,638,000	▲ 1,491,000	▲ 2,644,000	0	8,854,000	
一般正味財産期首残高	96,049,206	99,453,621	99,534,206	▲ 3,485,000	94,479,753	1,569,453	0	0	0	0	0	94,479,753	
一般正味財産期末残高	90,130,206	93,899,621	96,049,206	▲ 5,919,000	88,560,753	1,569,453	0	▲ 10,638,000	▲ 1,491,000	▲ 2,644,000	0	103,333,753	
Ⅱ 指定正味財産増減の部													
基本財産評価益	88,200	116,200	116,200	▲ 28,000	44,100	44,100	0	0	0	0	0	44,100	
当期指定正味財産増減額	88,200	116,200	116,200	▲ 28,000	44,100	44,100	0	0	0	0	0	44,100	
指定正味財産期首残高	909,846,300	909,730,100	909,730,100	116,200	454,923,150	454,923,150	0	0	0	0	0	454,923,150	
指定正味財産期末残高	909,934,500	909,846,300	909,846,300	88,200	454,967,250	454,967,250	0	0	0	0	0	454,967,250	
Ⅲ 正味財産期末残高	1,000,064,706	1,003,745,921	1,005,895,506	▲ 5,830,800	543,528,003	456,536,703	0	▲ 10,638,000	▲ 1,491,000	▲ 2,644,000	0	558,301,003	

法人名 (公財)秋田県林業労働対策基金

②令和3年度計算書類等

法人所管課 森林整備課

財 産 目 録

令和4年3月31日現在（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額		
(流動資産)	預 金	普通預金(秋田銀行県庁支店)	運転資金、公益目的事業費として 《預金計》	18,786,886 18,786,886		
	未収金	秋田県補助事業費	林業就業サポート事業費として 《未収金計》	2,700,000 2,700,000		
	前払金	ドリームトレインに対する支払	R4. 4～7分インターネット使用料として	6,160		
		トレントマイカ(株)に対する支払	R4. 4～12分ウィルス防止料として 《前払金計》	3,960 10,120		
流動資産合計				21,497,006		
(固定資産)	基本財産	定期預金(秋田銀行県庁支店)	50%を公益目的保有財産、50%を公益目的事業に必要な法人管理活動の用に供する財産として、有価証券は満期保有目的で保有し、運用益を事業費・管理費の財源として使用している。 《基本財産計》	9,934,500		
		投資有価証券		20年利付国債(野村証券)	279,911,800	
				20年大阪府債(野村証券)	620,000,000	
	特定資産	担い手育成準備引当		定期預金(秋田銀行県庁支店)	公益目的保有財産で、運用益を事業費の財源として使用している。	77,000,000
		退職給付引当資産		定期預金(秋田銀行県庁支店)	職員に対する退職金支払に備えたもの 《特定資産計》	8,439,180 85,439,180
固定資産合計				995,285,480		
資産合計				1,016,782,486		
(流動負債)	未払金	(株)カネヒコに対する支払	令和3年度経費等未払分	74,950		
		ドリームトレインに対する支払	3月分メール使用料等未払分	220		
		秋田年金事務所に対する支払	3月分社会保険料事業主負担未払分	162,453		
		秋田労働局に対する支払	R3年度分労働保険料等未払分 《未払金計》	811 238,434		
	預り金	税務署に対する支払	1～3月分源泉未払分	178,740		
		秋田年金事務所に対する支払	3月分社会保険料自己負担未払分 《預り金計》	158,637 337,377		
賞与引当金	職員に対する支払	R4. 6賞与支払に備えたもの 《賞与引当金計》	1,759,821 1,759,821			
流動負債合計				2,335,632		
(固定負債)	退職給付引当金	職員1名に対するもの	退職金支払に備えたもの 《退職給付引当金計》	8,439,180 8,439,180		
固定負債合計				8,439,180		
負債合計				10,774,812		
正味財産				1,006,007,674		

II 事業実施状況

1. 事業の実施状況

公益1 林業従事者の確保、育成及び普及啓発に関する事業

森林整備の担い手である林業従事者を、林業事業者が持続的・安定的に確保できるよう支援するため、若年層を中心とした新規の就業から将来基幹となる優秀な林業技能者の育成及び定着まで総合的な支援を実施した。

1. 秋田県ニューグリーンマイスター育成学校の実施

(1) 林業新任者技術研修（1年次）

林業一般、森林機能、森林保護、林業機械と路網、木材の加工・流通・販売等、林業労働安全衛生など、林業労働に必要な基礎知識の習得や、造林、測量、測樹、枝打ち、間伐、目立て等基礎的な技術研修を実施した。

実績： 研修生 26事業者30名入校→26事業者29名修了
集合研修 5/12～27（12日間）
研修場所 秋田県森林学習交流館・他

(2) 高性能林業機械操作等研修（2年次）

スイングヤーダ、プロセッサ、グラップル等の高性能林業機械操作研修とともに、間伐作業システム等コストの把握・分析、ドローン操作、ワイヤースプライス研修を実施した。

実績： 研修生 24事業者34名入校→24事業者33名修了（卒業）
集合研修 4/5～9（5日間）
高性能林業機械操作研修 4/12～5/6（5日間×3班）
研修場所 秋田市・五城目町 林業事業者施業地・他

(3) 林業技能講習

林業リスクアセスメント実務研修、伐木等業務安全衛生特別教育、刈払機作業従事者安全衛生教育、機械集材装置運転業務特別教育、小型車両系建設機械(3t未満)運転業務特別教育、車両系建設機械(整地3t以上)運転技能講習、不整地運搬車(1t以上)運転技能講習、玉掛技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、はい作業主任者技能講習、地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、高所作業車運転技能講習、伐木等機械・走行集材機械・簡易架線集材装置等運転業務に係る特別教育、ロープ高所作業特別教育、フルハーネス型落下防止用器具特別教育、救急法、ドローン操作基礎講習、松くい虫専門調査員の受講を支援した。

実績： 研修生62名（1・2年次生） 秋田市他

2. 技能講習等助成

年間150日以上林業に就労し、技能講習を受講した林業従事者の受講料及び資料代の一部を助成した。

実績： 19事業者 56名 助成金642,000円

3. 定着奨励金助成

秋田県ニューグリーンマイスター育成学校に入校・卒業し、月給制等で雇用されている35歳以下の林業従事者の給料の一部を助成した。

実績： 32事業体 77名 助成金13,470,000円

4. 森林・林業普及啓発助成

林業の社会的評価を高める活動に対して、活動費の一部を助成した。

実績： 1団体 助成金209,000円

仙北地方林友会 インターンシップ学習活動(林業職場体験学習)

6/17開催 大曲農業高校2年生9名・3年生8名

うち、1名林業事業体就職、2名林業大学校進学

5. 高校生林業職場体験学習

新規高卒者の労働力確保のため、高校生を対象に林業職場見学・体験を実施した。

実績： 県北地区 7/28.29 (2日間) 秋田北鷹高校3年生2名

うち、1名林業事業体就職

県南地区 8/3.4 (2日間) 増田高校1年生3名、羽後高校3年生1名

うち、1名林業大学校進学

由利地区 9/1.2 (2日間) 矢島高校 2年生1名

6. 移住就業トライアル研修

(1) 短期トライアル研修

林業へ関心のある県内の求職者等に対し、関連施設の見学や、高性能林業機械の操作体験等の研修を実施した。

実績： 9/14～17 (4日間) 研修生1名 秋田県森林学習交流館・他

3/1～林業事業体就職

(2) 中期トライアル研修【応募者なし】

林業へ就業を希望する県内の求職者等に対し、秋田県の林業について理解を深めてもらうため、林業事業体での実務研修を含めた、1ヶ月程度の研修。

(3) インターンシップ研修

林業へ関心のある県内求職者を対象に、林業事業体等で林業体験を実施した。

実績： 11/8～10 (3日間) 研修生1名 林業事業体施業地・他

公益2

林業従事者の就労条件の改善及び林業労働に係る安全と衛生に関する事業

立ち遅れている林業の労働条件を改善し、林業従事者が安心して就労できる職場環境づくりを支援した。

1. 退職金共済掛金助成

年間150日以上林業に就労し、中退共や林退共に参加している林業従事者の掛金の一部を助成した。

実績： 60事業体 598名 助成金26,099,000円

2. 労災保険料助成

年間210日以上林業に就労し、政府管掌労災保険に加入している林業従事者の保険料の一部を助成した。

実績： 68事業体 619名 助成金15,475,000円

3. 労働安全衛生促進助成

蜂抗体検査の受検、エピネフリン自動注射器、安全作業器具の購入等、安全な作業環境を創出するための経費の一部を助成した。

実績： エピネフリン自動注射器購入助成 12事業体 87人 助成金174,000円
蜂抗体検査費用助成 12事業体 52人 助成金104,000円
安全作業器具購入助成 47事業体 助成金5,218,000円

公益3

林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業

新規林業労働力を確保するため、林業の就業先の斡旋やマッチングを行うほか、求職者への相談・情報提供や、林業事業体の事業主に対する相談指導等を実施した。

1. 林業就業サポート事業【新規事業】

(1) 林業事業体の事業主に対する相談指導等

雇用管理改善の促進、並びに林業労働力確保のため、事業主に対して相談指導や、情報の収集・提供等を行った。

実績： 事業体相談件数 54件

(2) 求職者に対する相談・支援等

林業へ就業を希望する求職者や、関心のある者に対して情報の提供を行い、就業へ向けた総合的な支援を実施した。

実績： 求職者相談件数等 12件
ハローワーク求職セミナー 12回 参加者 延190人

(3) 無料職業紹介所の開設等

林業労働力の確保を促進するため、新規に無料職業紹介所を開設した。

実績： 令和3年11月1日 厚生労大臣の許可を得て無料職業紹介事業を開始
無料職業紹介所PRリーフレット作成・配布 2,000部
求人登録 17社 34人 (R4.3.31現在の有効求人数)
求職者面談 2人 求職者紹介 1人(4/1～森林組合就職)

(4) 林業就業フェアへの参加等

秋田県等が主催する就業フェアに参加し、求職者に対して情報の提供や相談・支援を実施した。

実績： 林業企業ガイドブック作成・配布 1,000部
Aターンフェア参加(秋田県ふるさと定住機構主催)
6/27(オンライン)面談者0人 9/26(オンライン)面談者0人
森林の仕事ガイダンス参加(全国森林組合連合会主催)
10/9大阪会場(オンライン)面談者3人
11/13東京会場 面談者11人

2. 全国林業労働力確保支援センター協議会

全国林業労働力確保支援センター協議会から収集した情報を、求職者や事業体へ提供した。

主な内容： 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等の情報収集・発信

2. 役員会等に関する事項

令和3年4月21日 令和2年度事業・決算監査

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室	
出席者	監事2名 理事1名	
監査意見	適正に処理しているものと認められた。	

令和3年5月21日 通常理事会

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室	
出席者	理事5名 監事2名	
議案第1号	令和2年度事業報告及び計算書類等について	(承認)
議案第2号	行政庁へ提出する事業報告等について	(承認)
議案第3号	無料職業紹介事業について	(承認)
報告第1号	業務執行状況について	

令和3年5月28日 臨時理事会

開催方法	決議の省略の方法	
出席者	提案書に対し、理事5名全員の文書による同意と、監事2名全員の文書による異議のない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。	
提案事項1	松橋和夫理事からの辞任の申出を受け、後任理事について評議員会へ仙北谷彰氏を推薦する。	(同意)
提案事項2	橋場忠則評議員選定委員会委員からの辞任の申出を受け、後任委員について鈴木光宏氏を選任する。	(同意)
	任期は、令和3年5月29日から令和4年6月12日までとする。	
提案事項3	定時評議員会の招集を決定する。	(同意)

令和3年6月14日 定時評議員会

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室	
出席者	評議員3名 理事2名 監事2名	
議案第1号	評議員会会長の選定について	(選定)
議案第2号	令和2年度事業報告及び決算について	(承認)
議案第3号	役員報酬等並びに費用の額について	(承認)
議案第4号	辞任の申出に伴う後任の理事の選任について	(選任)

令和3年8月27日 臨時理事会

開催方法	決議の省略の方法	
出席者	提案書に対し、理事5名全員の文書による同意と、監事2名全員の文書による異議のない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。	
提案事項1	「業務の運営に関する規程」を制定する。	(同意)
提案事項2	「個人情報適正管理規程」を制定する。	(同意)

令和4年3月25日 通常理事会

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室	
出席者	理事5名 監事2名	
議案第1号	令和3年度収支補正予算について	(承認)
議案第2号	業務方法書の一部改正について	(承認)
議案第3号	令和4年度事業計画、収支予算、資金調達 及び設備投資の見込みについて	(承認)
議案第4号	諸規程の一部改正及び規程の制定について	(承認)
報告第1号	業務執行状況について	

3. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

単位:千円

事業年度	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
前期繰越収支差額	15,054	14,118	11,431	7,466	3,299
当期収入合計	102,354	102,456	105,234	94,720	116,945
当期支出合計	103,290	105,143	109,199	98,887	99,323
当期収支差額	-936	-2,687	-3,965	-4,167	17,622
次期繰越収支差額	14,118	11,431	7,466	3,299	20,921

資産合計	1,028,311	1,026,331	1,023,029	1,019,543	1,016,782
負債合計	7,937	8,964	9,281	10,279	10,775
正味財産	1,020,374	1,017,367	1,013,748	1,009,264	1,006,007

III 法人の課題

特になし

IV 株式保有している場合の概要

該当事項なし

V 決算後生じた法人の状況に関する重要な事実

該当事項なし

貸借対照表

令和4年3月31日現在（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	18,786,886	3,112,824	15,674,062
未収金	2,700,000	762,600	1,937,400
前払金	10,120	10,120	0
流動資産合計	21,497,006	3,885,544	17,611,462
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	9,934,500	8,934,500	1,000,000
投資有価証券	899,911,800	900,795,600	-883,800
基本財産合計	909,846,300	909,730,100	116,200
(2) 特定資産			
担い手育成準備引当資産			
定期預金	77,000,000	964,753	76,035,247
投資有価証券	0	97,000,000	-97,000,000
退職給付引当資産			
普通預金	0	7,963,020	-7,963,020
定期預金	8,439,180	0	8,439,180
特定資産合計	85,439,180	105,927,773	-20,488,593
固定資産合計	995,285,480	1,015,657,873	-20,372,393
資産合計	1,016,782,486	1,019,543,417	-2,760,931
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	238,434	250,442	-12,008
預り金	337,377	336,118	1,259
賞与引当金	1,759,821	1,729,531	30,290
流動負債合計	2,335,632	2,316,091	19,541
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,439,180	7,963,020	476,160
固定負債合計	8,439,180	7,963,020	476,160
負債合計	10,774,812	10,279,111	495,701
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	909,846,300	909,730,100	116,200
(うち基本財産への充当額)	(909,846,300)	(909,730,100)	116,200
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	0
2. 一般正味財産	96,161,374	99,534,206	-3,372,832
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定財産への充当額)	(77,000,000)	(97,964,753)	-20,964,753
正味財産合計	1,006,007,674	1,009,264,306	-3,256,632
負債及び正味財産合計	1,016,782,486	1,019,543,417	-2,760,931

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	13,774,728	13,781,395	-6,667
特定資産運用益			
特定資産受取利息	577,169	1,154,615	-577,446
受取補助金等			
県補助金	80,106,000	73,773,000	6,333,000
受託収入	1,490,500	6,011,000	-4,520,500
雑収益			
雑収益	31,600	0	31,600
経常収益計	95,979,997	94,720,010	1,259,987
(2) 経常費用			
事業費			
受講料	6,365,288	6,918,942	-553,654
助成金	61,391,000	60,072,000	1,319,000
検査料	84,150	94,325	-10,175
給料手当	12,309,279	13,118,819	-809,540
賞与引当金繰入額	1,384,929	1,424,379	-39,450
退職給付費用	373,786	441,570	-67,784
福利厚生費	1,992,316	2,146,264	-153,948
会議費	0	7,775	-7,775
旅費交通費	275,938	360,588	-84,650
通信運搬費	685,954	859,508	-173,554
支払負担金	93,610	90,915	2,695
消耗品費	1,063,741	1,291,785	-228,044
印刷製本費	1,039,000	826,650	212,350
燃料費	418,350	262,730	155,620
賃借料	3,887,242	4,029,081	-141,839
保険料	127,022	144,050	-17,028
諸謝金	2,624,976	2,587,024	37,952
租税公課	12,550	20,000	-7,450
支払会費	50,000	30,000	20,000
管理費			
役員報酬	60,000	60,000	0
給料手当	3,388,421	2,912,251	476,170
賞与引当金繰入額	374,892	305,152	69,740
退職給付費用	102,374	108,330	-5,956
福利厚生費	584,627	511,146	73,481
会議費	28,333	71,929	-43,596
旅費交通費	15,385	33,627	-18,242
通信運搬費	63,065	49,711	13,354

支払負担金	7,810	110	7,700
消耗品費	41,815	43,776	-1,961
賃借料	376,845	329,278	47,567
諸謝金	100,000	130,000	-30,000
租税公課	2,600	5,300	-2,700
支払会費	3,200	8,200	-5,000
雑費	24,331	25,210	-879
経常費用計	99,352,829	99,320,425	32,404
当期経常増減額	-3,372,832	-4,600,415	1,227,583
当期一般正味財産増減額	-3,372,832	-4,600,415	1,227,583
一般正味財産期首残高	99,534,206	104,134,621	-4,600,415
一般正味財産期末残高	96,161,374	99,534,206	-3,372,832
II 指定正味財産増減の部			
基本財産評価益	116,200	116,200	0
当期指定正味財産増減額	116,200	116,200	0
指定正味財産期首残高	909,730,100	909,613,900	116,200
指定正味財産期末残高	909,846,300	909,730,100	116,200
III 正味財産期末残高	1,006,007,674	1,009,264,306	-3,256,632